歴史能力検定　第45回(2026年)

1級―日本史　解答・解説

1―③	2―①	3―③	4―②	5―①
6―④	7―④	8―③	9―④	10―③
11―①	12―③	13―④	14―①	15―②
16―④	17―③	18―②	19―③	20―③

21―盟神探湯　　22―観勒

23―ときの摂政・関白を外戚としない後三条天皇は、延久の荘園整理令を出し、記録荘園券契所を設け、1045年以後の新立荘園、書類不備の荘園、国務の妨げになる荘園を停止した。(80字)

24―梁塵秘抄　　25―阿仏尼　　26―後陽成天皇

27―『折たく柴の記』によれば、荻原重秀の建議により、徳川綱吉の時代に慶長金銀より質の劣った元禄金銀に改鋳して出目を得たが、出目は大地震からの復興のため使い果たした。(80字)

28―南鐐二（弐）朱銀　　29―血税　　30―若槻礼次郎

1

1．③ナウマンゾウなど大型動物を狩猟の対象としていたのは旧石器時代。縄文時代の動物に関わる遺物として、イノシシ形土製品などがあげられる。

2．①『隋書』倭国伝の600年の遣隋使の記事の一部。

21. 熱湯に手を入れて手がただれるかどうかで正邪を定めたのは盟神探湯。

3．Ⅱ良弁や道慈が活躍したのは天平文化期。Ⅰ「讃岐出身の僧」である空海が『三教指帰』を著したのは弘仁・貞観文化期。Ⅲ「当時政治を主導していた」藤原道長が法華経を経筒におさめ、吉野の金峯山に埋納したのは国風文化期。

4．②五経博士の一人は段楊爾。

22. 602年に暦法を伝えた百済僧は、観勒。

5．①八色の姓で最上位とされたのは、「宿禰」ではなく真人。

6．①藤原種継は平安京ではなく長岡京の造営を担っていた。②橘逸勢は応天門の変ではなく承和の変に関わった。③平将門の乱は、源経基や小野好古ではなく平貞盛や藤原秀郷によって鎮圧された。

2

23.「この史料の法令を出した天皇」の「法令」は延久の荘園整理令（空欄（　ウ　）にあてはまる年号は「延久」)、「天皇」は後三条天皇。「令外官との関わりといった点でのそれまでの天皇」と後三条天皇との相違点は、「後三条天皇がときの摂政・関白を外戚としなかった」ことである。空欄（　エ　）にあてはまる語句は記録荘園券契所。「この法令にもとづいて実施した政策」は、「史料の記述」をふまえることという条件から、「1045年以後の新立荘園（「寛徳二年」にあたる西暦年は1045年)、書類不備の荘園、国務の妨げになる荘園を停止した」ことを指摘する必要があった。

24. 後白河上皇が編んだのは『梁塵秘抄』。

7．①『陸奥話記』は前九年合戦を扱った歴史物語。「源義家が藤原（清原）清衡を助けて清原氏一族の内紛を制圧したことで知られる戦乱」は前九年合戦ではなく後三年合戦。②「インド･中国･日本の1000余りの説話を集めた説話集で、武士や庶民の活動・生活の様子が描かれている」のは『日本霊異記』ではなく『今昔物語集』。『日本霊異記』は院政期ではなく弘仁･貞観文化期に成立した説話集。③「『大鏡』

は、四鏡の最初に数えられる歴史物語」であるが、『日本書紀』をはじめとする六国史が漢文体で記されているのに対し、『大鏡』は仮名を使った和文体で記されている。

8．③「公武二元支配のあり方」は承久の乱後、朝廷優位から幕府が優位に立つようになるなど、大きく変化した。しかし、地頭の任命権・罷免権は鎌倉時代を通じて幕府が掌握し続けたため、「朝廷が掌握するようになった」は誤り。

25. 『十六夜日記』の作者は阿仏尼。

9．④大和猿楽四座は観世座・金春座・宝生座・金剛座であるため、誤っているのは中村座。中村座は江戸時代の歌舞伎劇場の江戸三座（中村座・市村座・森田座）の一つ。

10. ①『菟玖波集』を撰し、『応安新式』を制定したのは二条良基。一条兼良は『樵談治要』などの著作で知られる15世紀の公家。②正風連歌を確立したこと、『新撰菟玖波集』を撰し、肖柏・宗長と『水無瀬三吟百韻』をよんだことで知られるのは宗祇。宗鑑は俳諧連歌の祖とされる連歌師。④『閑吟集』は1518年に成立した。1527年に生まれた高三隆達が桃山文化期に節付けした小歌は隆達節と呼ばれる。

3

26. 徳川家康を征夷大将軍に任じた天皇は後陽成天皇。

11. ①「諸宗法式、相乱すべからず、若不行儀の輩之有るに於ては、急度沙汰に及ぶべき事。……一宗法式を存ぜざるの僧侶、寺院住持為るべからざる事」は４代将軍徳川家綱の時代の1665年に出された諸宗寺院法度の一部。②「……かれうた渡海の儀、之を停止せられ訖」は、1639年に「鎖国」政策の一環として出された寛永十六年令。③「大名小名、在江戸交替、相定ル所也。毎歳夏四月中参勤致スベシ。……」は、1635年の武家諸法度（寛永令）。④「身上能き百姓は田地を買い取り、弥宜く成り、身躰成らざる者は田畠沽却せしめ、猶々身上成るべからざるの間、向後田畠売買停止為るべき事」は1643年の田畑永代売買の禁止令。

12. ①金座を管理したのは後藤庄三郎。大黒家が管理したのは銀座。②銀貨は１貫＝1000匁とされた。④江戸時代には、寛永通宝のほかにも天保通宝などの銭貨が鋳造された。

27. 空欄（　エ　）にあてはまる史料の出典名は『折たく柴の記』（『折たく柴の記』は新井白石の自叙伝）。「前代」にあたる将軍は徳川綱吉、「今（　イ　）が議り申す所」の空欄（　イ　）の指す人名は荻原重秀（史料原文では「重秀」）。「大問３の問題文中の貨幣」は慶長金銀、「空欄（　ウ　）にあてはまる年号を冠した貨幣」は元禄金銀。「公利」とは出目（改鋳差益）であるため、「関係」として、慶長金銀より質の劣った元禄金銀に改鋳して出目を得たことを指摘する必要があった。「『公利』と自然災害との関係」については、「大地震によりて傾き壊れし所々を修治せらるるに至て、彼歳々に収められし所の公利も忽につきぬ」から、「出目は大地震からの復興のため使い果たした」ことが求められていると判断するべきだった。

13. ①「岡山藩の前田綱紀は、郷校の閑谷学校を設立し、熊沢蕃山を重用した」の前田綱紀は誤りで池田光政が正しい。前田綱紀は加賀藩主。②「水戸藩の徳川斉昭は、『戊戌封事』と呼ばれる上申書を、将軍徳川家綱に提出した」の徳川家綱は誤りで徳川家慶が正しい。「戊戌封事」は1838年に記され、翌年に提出された。③「越荷方を設けて財政を再建した」のは佐賀藩の鍋島直正ではなく長州藩の村田清風。

28. 田沼意次のもとで鋳造されたのは南鐐二（弐）朱銀。

14. ①『経済要録』の著者は佐藤信淵。

4

15. Ⅲ「元老院を設けること、大審院を置くこと、民情を知り何が公益なのかを判断するために地方官を召集することを定めた詔が出された」の詔である漸次立憲政体樹立の詔は、1875年に出された。Ⅱ「忠君愛国思想を説く勅語が出され、この勅語に拝礼をしなかったとして、第一高等中学校の教員だった内村鑑三が教壇を追われる事件がおこった」の「勅語」は1890年に出された。「内村鑑三が教壇を追われる事件」である内村鑑三不敬事件がおこったのは1891年。Ⅰ「個人主義・享楽的傾向を思想・風紀の悪化としてその是正を論した、地方改良運動のなかで普及したことで知られる詔書が出された」の詔書は、1908年に出された戊申詔書。

16. ①内務省ではなく、工部省のもとで鉄道の敷設が進められた。②「国立銀行に不換紙幣の発行が認められた」のは 1876 年の国立銀行改正による措置。1872 年時の国立銀行条例では国立銀行券に兌換義務があった。③松方財政は 1880 年代。富岡製糸場では貧農の子女ではなく士族の娘が労働力とされた。

29. 徴兵告諭の一部である「西人之ヲ称シテ（　ア　）ト云フ」の空欄（　ア　）にあてはまるのは血税。

17. ③第一次世界大戦が終結したのは 1918 年。平塚らいてう（明）らが青鞜社を設立したのは 1911 年。

18. ②植木枝盛の「東洋大日本国国憲按」の一部で抵抗権を規定した「……政府威力ヲ以テ擅恣暴逆ヲ逞フスルトキハ日本人民ハ兵器ヲ以テ之ニ抗スルコトヲ得」。

19. ③「1925年に制定された普通選挙法にもとづく全人口に占める選挙人の割合」は、約20％。

20. ①陸軍の編制が、鎮台から師団に改められたのは1870年代ではなく1888年。②いわゆる地方三新法が制定されたのは1880年代ではなく1878年。④「小学校の教科書が文部省の著作に限定されるなど、教育に対する国家統制が強まった」のは1920年代ではなく、明治時代の1900年代。

30.「加藤高明内閣の内務大臣で、加藤高明の死後、憲政会の総裁を引き継いだ」のは、若槻礼次郎。